

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の九まで（現行のとおり） （その他ガス削減量）</p> <p>第四条の九の二（現行のとおり）</p> <p>2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度、平成二十七年度及び令和二十一年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。</p> <p>3 及び 4（現行のとおり）</p> <p>第四条の十から第四条の十五まで（現行のとおり） （削減義務率）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の九まで（略） （その他ガス削減量）</p> <p>第四条の九の二（略）</p> <p>2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度、平成二十七年度及び平成三十二年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量）から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。</p> <p>3 及び 4（略）</p> <p>第四条の十から第四条の十五まで（略） （削減義務率）</p>

第四条の十六 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令和二年度から始まる削減計画期間における削減義務率(以下「第三期削減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 (現行のとおり)	(一) (現行のとおり) ア及びイ (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(二) (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二 (現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)

5 (現行のとおり)

第四条の十七から第六十九条まで (現行のとおり)

(深夜の営業等の制限の特例)

第七十条 (現行のとおり)

一 大晦日<sup>みそか</sup>その他地域慣習となつている行事に伴い飲食店営業を

第四条の十六 (略)

2 及び 3 (略)

4 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成三十二年以後から始まる削減計画期間における削減義務率(以下「第三期削減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 (略)	(一) (略) ア及びイ (略)	(略)	(略)
	(二) (略)	(略)	(略)
二 (略)		(略)	(略)

5 (略)

第四条の十七から第六十九条まで (略)

(深夜の営業等の制限の特例)

第七十条 (略)

一 大晦日<sup>みそか</sup>その他地域慣習となつている行事に伴い飲食店営業又

営む場合

一 飲食店営業を営む者が出前販売のみを行う場合

三から五まで (現行のとおり)

第七十一条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

は喫茶店営業を営む場合

一 飲食店営業又は喫茶店営業を営む者が出前販売のみを行う場合

三から五まで (略)

第七十一条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)